

判決年月日	平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成29年(※)10027号		
○ 特許権侵害に基づく差止め請求を認めた事例。			

(関連条文) 特許法100条

判 決 要 旨

1 本件は、特許第5525082号の特許権(本件特許権1)、特許第5650776号の特許権(本件特許権2)及び特許第5826909号の特許権(本件特許権3)を有する控訴人が、①被控訴人の提供する被告サービス1は本件発明1の技術的範囲に属する、②被控訴人の提供する被告サービス2に使用されているサーバは本件発明2及び3の各技術的範囲に属すると主張して、被控訴人に対し、特許法100条1項に基づき、被告サービス1の差止め及び被告サービス2に使用されているサーバの使用の差止めを求めた事案である。

原審は、①被告サービス1は本件発明1の構成要件1B、1C、1E、1F、1G及び1Hを充足せず、均等侵害も成立しない、②被告サービス2は本件発明2の構成要件2Fを充足せず、均等侵害も成立しない、③被告サービス2は本件発明3の構成要件3F-1を充足せず、また、本件発明3は分割要件違反及びサポート要件違反により無効にされるべきものであるとして、控訴人の請求を全て棄却した。

控訴人は、当審において、本件特許権2に基づく主張を全て撤回し、控訴の対象から除いた。

2 本判決は、以下のとおり、被告サービス1は本件発明1の技術的範囲に属するから、控訴人の被控訴人に対する、特許法100条1項に基づく被告サービス1の差止請求を認めた。

(1) 被告サービス1の認定

ア 被控訴人のウェブサイトで、「サイクル注文」を選択すると、「新規注文入力」と題する画面1が表示される。画面1では、顧客は、①「通貨ペア」、②「注文種類」、③「参考期間」、④「想定変動幅」、⑤「ポジション方向」及び⑥「対象資産(円)」の各情報を入力し、その後に同画面の「計算」ボタンをクリックすると、別の「新規注文入力」と題する画面2に遷移する。

イ 画面2においては、画面1で顧客が入力した情報に基づく計算結果が、注文数、値幅、並びに、新規指定レート及び利食いレートを持つ複数の注文情報群として示される。各注文情報群の新規指定レートと利食いレートとの差は等しい。各注文情報群の新規指定レート及び利食いレートは、顧客において変更することができ、新規指定レート又は利食いレートを変更した場合、一の高値側の新規指定レートの値と一つ安値側の利食いレートの値は連動して変化するが、それ以外の新規指定レート及び利食いレートが自動的に変更されることはない。また、顧客は、画面2の「数量」入力欄に、注文希望数を、金額に相

当する単位で入力する。顧客が画面２の「注文」ボタンをクリックすると、取引が開始する。顧客は、画面２の「戻る」ボタンをクリックして画面１に戻って前記①～⑥の情報を再入力することや、画面２の「キャンセル」ボタンをクリックして、注文をしないこととすることもできる。

ウ 上記の新規指定レート及び利食いレートを持つ複数の注文情報群は、新規指定レートのうち一番先頭の価格を最高価格としてより安値側にした複数の新規指定レートと利食いレートのうち一番先頭の価格を最高価格としてより安値側にした複数の利食いレートから成り、これら複数の新規指定レートと複数の利食いレートとは互いに売りと買いの関係にある。

エ 上記の複数の注文情報群は、取引のため金融商品取引管理システムに一旦格納されることとなる。

オ 取引が開始した後は、画面２で表示された複数の注文情報群全てにおいて、例えば、第一注文が買い注文で第二注文が売り注文である場合、それぞれの注文情報群の買い注文は注文中、売り注文は待機とされ、ある注文情報群の買い注文が成約すれば、対応する売り注文が注文中とされ、売り注文が成約すれば、同一注文情報群の買い注文が再び注文中とされ、約定と注文が繰り返される構成となっている。

カ 以上のとおり、被告サービス１は、あらかじめ指定した変動幅の中で、複数のイフダン注文を一度に同時発注し、決済成立後、あらかじめ指定した変動幅の範囲で成立した決済注文と同条件のイフダン新規注文をシステムが自動的に繰り返し発注する連続注文機能を有するものである。

(2)ア 「値幅を示す情報」及び「利幅を示す情報」の充足性

上記認定によると、顧客は、画面２において、複数の注文同士の「値幅」を認識し、新規指定レートと利食いレートとの差から「利幅」を認識し、必要に応じて変更を加えた上で、「戻る」ボタンや「キャンセル」ボタンをクリックして注文しないことを選択できるにもかかわらず、「注文」ボタンをクリックして画面２において示された値幅及び利幅による注文情報群の注文をすることができるのであるから、顧客が「値幅を示す情報」及び「利幅を示す情報」を売買注文申込情報として入力し、被告サービス１はこれを受信して受け付けているものと認めるのが相当である。

イ 構成要件１Ｂの充足性

「画面２」において示され「注文」ボタンをクリックすることによって送られる情報のうち、「通貨ペア」，「数量」，及び「新規指定レートのうち一番先頭の価格」が、それぞれ、構成要件１Ｂにおける、「売買を希望する前記金融商品の種類を選択するための情報」，「前記金融商品の売買注文における、注文価格ごとの注文金額を示す情報」，及び「前記金融商品の販売注文価格又は購入注文価格としての一の注文価格を示す情報」に相当するといえ、これらの情報はいずれも売買注文に用いられるから、「金融商品の売買注文を行うための売買注文申込情報」であるといえる。

(3) 構成要件 1 C について

被告サービス 1 における取引は、「画面 2」に表示された、新規指定レート及び利食いレートを持つ複数の注文情報群を、顧客が確認した上で、「注文」ボタンをクリックすることで開始されることから、実際の注文に用いられる注文情報は、「画面 2」において顧客によって「注文」ボタンをクリックした後、すなわち、構成要件 1 B に係る手順の後に、「注文」ボタンのクリックによって受信して受け付けられた売買注文申込情報に基づいて生成されるものと解される。

以上より、被告サービス 1 は、本件発明 1 の構成要件 1 C を充足する。

(4) 構成要件 1 E について

被告サービス 1 においては、取引は、「画面 2」に表示された、新規指定レート及び利食いレートを持つ複数の注文情報群を、顧客が確認した上で、「注文」ボタンをクリックすることで開始される。この場合の「利食いレート」のうち一番先頭の価格と、「新規指定レート」のうち一番先頭の価格とは、それらによる売買注文を行うことでその差に相当する利益が得られる関係にあつて、そのような差が利幅に相当するといえるから、当該「利食いレート」のうち一番先頭の価格が構成要件 1 E の「注文価格と利幅とに基づいて算出される第二注文価格」に相当する。したがって、被告サービス 1 は上記「第二注文価格」に相当する価格を算出する手順を有するといえる。

以上より、被告サービス 1 は、本件発明 1 の構成要件 1 E を充足する。

(5) 構成要件 1 F について

被告サービス 1 においては、取引は、「画面 2」に表示された、新規指定レート及び利食いレートを持つ複数の注文情報群を、顧客が確認した上で、「注文」ボタンをクリックすることで開始される。この「新規指定レート及び利食いレートを持つ複数の注文情報群」は、前記「新規指定レートのうち一番先頭の価格」を最高価格としてより安値側に、それぞれの値幅が売買注文申込情報に含まれる値幅となるようにした複数の「新規指定レート」と、当該複数の各「新規指定レート」に対し、利幅が売買注文申込情報における利幅となるようにした複数の「利食いレート」であつて、これら、複数の「新規指定レート」と複数の「利食いレート」とは互いに売りと買いの関係にあり、かつ上記複数の「利食いレート」は前記「利食いレート」のうち一番先頭の価格より安値側になるから、上記 1 F の「第一注文情報」及び「第二注文情報」に相当する。したがって、被告サービス 1 は、上記「第一注文情報」及び「第二注文情報」からなる注文情報群を複数生成する手順を有するといえる。

以上より、被告サービス 1 は、本件発明 1 の構成要件 1 F を充足する。

なお、被告サービス 1 においては、上記の複数の注文情報群及び上記イの第二注文価格は、売買注文申込情報を受信して受け付ける（構成 1 B）際には売買注文申込情報に含まれているのであり、それが直ちに注文情報となる（構成 1 C）のであるが、構成 1 E 及び 1 F がこのような場合を除外する趣旨であるとは解されない。

(6) 構成要件 1 G について

被告サービス 1 においては、顧客の「画面 2」の「注文」ボタンのクリックにより発生した、新規指定レート及び利食いレートを持つ複数の注文情報群は、取引のために金融商品取引管理システムに一旦格納されることから、上記注文情報群を金融商品取引管理システムの記録手段に記録するものであるといえる。

したがって、被告サービス 1 は、本件発明 1 の構成要件 1 G を充足する。

(7) 構成要件 1 H について

被告サービス 1 は、あらかじめ指定した変動幅の中で、複数のイフダン注文を一度に同時発注し、決済成立後、あらかじめ指定した変動幅の範囲で成立した決済注文と同条件のイフダン新規注文をシステムが自動的に繰り返し発注する連続注文機能である。上記「あらかじめ指定した変動幅の範囲で成立した決済注文と同条件のイフダン新規注文」とは、「約定した前記第一注文と同じ前記第一注文価格における前記第一注文」と、「約定した前記第二注文と同じ前記第二注文価格における前記第二注文」からなるイフダン新規注文に相当するといえるから、当該「あらかじめ指定した変動幅の範囲で成立した決済注文と同条件のイフダン新規注文」を自動的に繰り返し発注する被告サービス 1 のサイクル注文の機能は、構成 1 H の構成に相当するといえる。

したがって、被告サービス 1 は、本件発明 1 の構成要件 1 H を充足する。